

仕 様 書

件 名	産業廃棄物収集運搬処分	仕様書番号	2
		作成年月日	令和 3年 9月 30日
		所 属	竹松駐屯地業務隊
		作 成 者	曹長 諸石 祐介

1 場 所

長崎県大村市富の原1-1000番 陸上自衛隊竹松駐屯地

2 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊竹松駐屯地における「産業廃棄物収集運搬処分」について適用する。

3 概 要

産業廃棄物収集運搬処分（廃タイヤ） 総重量 8353 kg

品 名	規 格	kg
廃タイヤ	12R22.5-16PR	114
廃タイヤ	12R22.5-14PR	1368
廃タイヤ	12R22.5-14PRRIBLUG	1197
廃タイヤ	1100R20-14PR	3685
廃タイヤ	11.00R20-14PRRIBLUG	770
廃タイヤ	10.00R20-14PRBLOCK	110
廃タイヤ	900R20-14PR	420
廃タイヤ	215/85R18 113L	126
廃タイヤ	165R13-6PR	14
廃タイヤ	175-70R14	168
廃タイヤ	175-65R15	70
廃タイヤ	185-65R15	63
廃タイヤ	225/80R17.5	126
廃タイヤ	7.00-12 12PR	48
廃タイヤ	DDN 8.25-15-12	60
廃タイヤ	18×7×8	14

4 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書によるほか、関係法規に基づき適正に実施するものとする。
- (2) 収集運搬において、施設等破損又は汚損等及ぼした場合は、速やかに現状復旧するものとする。
- (3) 本仕様書に記載してない事項及び疑義が生じた場合には、官側と協議し実施するものとする。
- (4) 万一事故が発生した場合、官側は一切責任を負わないものとする。
- (5) 駐屯地入門手続き及び作業規律については、駐屯地諸規則を遵守するものとする。

5 特記事項

- (1) 請負業者は、監督官に産業廃棄物搬出の際、必要事項を記入した産業廃棄物管理票（A票）を、産業廃棄物処理後には、適正に処置した各票及びE票を期限内に提出するものとする。
- (2) 本役務で使用する車両等は、請負業者側負担で準備するものとする。
- (3) 請負業者は、請負契約後すみやかに産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写し及び監督官が指示した書類を各1部監督官へ提出するものとする。
- (4) 収集運搬方法及び日時については、事前に官側と調整するものとする。